

平成25年度第1回 高松市子ども・子育て支援会議

日 時 平成25年7月5日（金）
午後1時～
場 所 市役所13階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 辞令交付式
- 4 会長・副会長の選任
- 5 諮問
- 6 議 題
 - (1) 高松市子ども・子育て支援会議について
 - (2) 高松市子ども・子育て支援推進計画について
 - (3) 高松市子ども・子育て支援推進計画の策定スケジュール
- 7 その他
次回会議の予定 平成25年8月下旬
- 8 閉 会

議題(1) 高松市子ども・子育て支援会議について

【 会議の設置 】

高松市子ども・子育て条例の制定に伴い、子ども・子育て支援推進計画の策定等に係る審議機関として設置する。

なお、子ども・子育て支援法第77条第1項では、審議会その他の合議制の機関の設置に努めるものと規定されている。

【 会議の所掌事務 】

- 1 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項（次に掲げる事項に関し意見を述べること）
 - (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等
 - (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- 2 高松市子ども・子育て条例第10条の規定により、その権限に属させられた事項（子ども・子育て支援推進計画の策定および変更に関し意見を述べること）
- 3 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項についての調査審議

高松市子ども・子育て支援会議条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 高松市子ども・子育て条例（平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

高松市子ども・子育て条例（抜粋）

第4章 推進計画

第10条 市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策の目標に関する事項
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議の意見を聴かななければならない。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

議題(2) 高松市子ども・子育て支援推進計画について

1 現行計画の状況について〔こども未来計画（後期計画）〕

本市では「次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」に総合的・体系的に取り組むため、平成17年3月より次世代育成支援対策行動計画「高松市こども未来計画」（前期：平成17～21年度）（後期：平成22～26年度）を策定し、現在、この計画に基づき、各種の子育て支援施策・事業を展開している。

2 子ども・子育て支援法および子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、その中の、子ども・子育て支援法第61条の規定により、国の基本方針に則して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が地方自治体に義務付けられた。

3 高松市子ども・子育て支援推進計画の考え方

高松市においては、平成25年3月27日施行の高松市子ども・子育て条例第10条の規定に基づき「高松市子ども・子育て支援推進計画」を策定することとしており、また、同条例経過措置第2項により、高松市こども未来計画に引き続く、次代の高松市の子育てを担う計画に位置づける。

さらに、高松市子ども・子育て支援推進計画は、法で定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の事項を包含するものとする。

高松市子ども・子育て条例（抜粋）
<p>第10条 市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。</p>
<p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>
<p>(1) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策の目標に関する事項</p>
<p>(2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的な事項</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>
<p>附 則</p>
<p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により定められている計画は、第10条の規定により策定された計画とみなす。</p>

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

子ども・子育て支援新制度 関連資料（平成24年11月29日）

自治体説明会における主な質疑について【抜粋】

Q3) 交付金の根拠となる市町村計画と次世代法上の行動計画とはどのような関係になるのか。次世代法に基づく子育て支援交付金は今後どうなるのか。また、次世代法は延長されるのか。

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に根拠を置く現行の子育て支援交付金（運営費に充当）は平成26年度までの措置であり、27年度以降は子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画に記載する地域子ども・子育て支援事業が財政支援の対象となる。また、次世代法は26年度末までの時限法となっており、27年度以降は、市町村におかれては、財政支援の根拠となる計画としては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成いただければ足りる。

なお、子ども・子育て支援法附則第2条第2項において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。この延長の検討は、ワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般・特定事業主行動計画の取り扱いが中心となる。今後、平成27年度以降の同法の延長について、どのように検討を進めるのかも含め検討していきたい。

Q4) 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。事業計画等の策定を行えばいいのか。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や、特定地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

Q30) 各種条例を始め、新制度施行に伴い、議会に付議すべき事項としてどのようなものがあるか。

新制度施行に伴い、条例で定めることが法律上義務付けられているものは、以下のとおりである。

<市町村>

- ・市町村における子ども・子育て会議の設置
- ・公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置（既存条例の改正・廃止を含む）
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準（政令市・中核市のみ）
- ・保育所の認可基準（政令市・中核市のみ）
- ・地域型保育事業の認可基準
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準
- ・過料（正当な理由なしに、報告、物件の提出・提示をしない者等に対する）を科する規定

<都道府県>

- ・都道府県における子ども・子育て会議の設置
- ・公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置（既存条例の改正・廃止を含む）
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準
- ・幼保連携型認定こども園に関する会議体の設置
- ・認定こども園（幼保連携型以外）の認定要件
- ・保育所の認可基準

また、議決事項、その他議会が関与する可能性がある事項については、以下のとおりである。

<市町村>

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡
- ・公私連携保育法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡
- ・教育・保育の利用料

<都道府県>

- ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

*参考資料1参照

Q42) 消費税の10%への引き上げが行われない場合、施行は先送りになるのか。いつ頃、引き上げされるかが判断され、本格施行の時期が確定するのか。消費税による財源は地方にも回ってくるのか。

新制度の施行は消費税法の一部改正法の施行（消費税10%引き上げ時）と連動しており、法律上、平成27年10月に消費税を10%に引き上げることとされているため、最速で平成27年4月の施行を想定している。

増税の可否については、総合的に判断されるものであり、確たることを申し上げることは困難であるが、平成27年4月に施行する場合、認定事務等が始まる平成26年度後半までには施行の是非を確定させる必要があると考えている。

消費税増税分のうち子ども・子育てに充てられる約7,000億円は、国・地方双方の財源に充てられる。

議題(3) 高松市子ども・子育て支援推進計画の策定スケジュール

期 日		事務内容	支援会議	内 容
平成 25 年	7 月		第 1 回	支援会議の設置，委員委嘱 会長・副会長の選任 計画策定の取組等の説明
		ニーズ調査委託事 業者の募集・決定		公募型プロポーザル方式により，委託事業者 を決定
	8 月	ニーズ調査の準備		調査項目の調整，確定
			第 2 回	こども未来計画（現行計画）の進捗状況説明 等
	9 月	ニーズ調査の実施		就学前児童および小学生の保護者，中学生・ 高校生を対象に，市民ニーズ調査を実施
	10 月	ニーズ調査の結果 集計等		計画策定の基礎資料および計画構成立案
			第 3 回	計画の構成検討等
	11 月	計画立案		計画構成素案の内容検討
12 月		第 4 回	調査結果の説明，計画構成素案の説明等	
26 年	1 月			計画素案の検討，量の見込み検討
	2 月			計画素案の検討，量の見込み検討， 確保方策の検討
	3 月	計画素案の確定	第 5 回	計画素案の説明，意見・提言等
	平成 26 年秋頃までに計画策定（予定）			